

令和7年6月

大規模林野火災の教訓と実効性のある火災予防対策について

- ・2月に発生した武石地域の林野火災で焼失した多くが私有林だが、復旧・再生はどのように行うのか。
- ・上田市火入れに関する条例を見ても、何が火入れに該当するか分からず、条例が形骸化している。火入れとされる面的な焼却行為が何か、明確に示すべきと考えるがどうか

◆18番（井澤毅君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い大規模林野火災の教訓と実効性のある火災予防対策について順次質問させていただきます。

今年は、年明けから大規模な林野火災が相次いで発生しました。

1月にアメリカ・ロサンゼルス近郊で発生した山火事は、懸命な消火活動にもかかわらず24日間にわたって燃え続け、焼失面積は約1万5,000ヘクタール、ハリウッドスターなど有名なセレブの住む高級住宅地にも延焼し、1万数千棟という建物が焼失し、30人以上の人命が奪われるという甚大な被害となりました。

そして、日本においても、2月に岩手県大船渡市で発生した山火事は、焼失面積は市の面積の1割近くに当たる約3,370ヘクタール、住宅など200棟以上が被害を受け、一人がお亡くなりになり、鎮火宣言までに1か月以上という平成以降、最大規模の林野火災となってしまいました。

また、山梨県大月市、愛媛県今治市、岡山県岡山市においても、大規模な林野火災が立て続けに発生しました。

そして、上田市においても2月28日に、武石地域で大規模林野火災が発生してしまいました。上田地域広域消防、上田市消防団、近隣の消防署、そして長野県と近県の防災ヘリ、自衛隊のヘリ等による懸命な消火活動が行われ、出火から71時間後の3月3日によりやく鎮火という大きな災害となってしまいました。

そこで、幾つかお伺いします。新聞報道によると、県と市は火災後に複数回、現地調査を行ったとのことだが、その状況はどうか。

また、焼失面積、被害金額等の状況はどうか。

消失した森林は、保水力の低下から土砂災害発生等の二次災害が懸念されるが、どうか。

また、その対策はどうか。

上田市においては、過去に、昭和62年に金剛寺東太郎山及び下之郷東山、昭和63年と平成8年には武石余里、平成9年に丸子東内、平成14年には下之郷東山、平成19年には古安曾等、何度か大規模林野火災が発生しているが、火災後の対応はどうであったか。

また、林野火災から数十年経過した現在の状況はどうか。

以上お伺いし、最初の質問とさせていただきます。

◎産業振興部長（北沢健治君）

まず、本年、武石上本入で発生いたしました林野火災におきまして、被害に遭われた皆様をはじめ、地域の皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

林野火災の現地の状況につきましては、鎮火以降、これまで複数回、地元の自治会長から林内への立入りの許可をいただきまして、また県のご協力をいただきながら、焼損した箇所の実況調査や焼損面積の確定のための周囲測量を行ってまいりました。

現地調査により確認いたしました焼損状況といたしましては、一部は被害を免れた場所があるものの、出火場所に近い尾根付近では、樹木の幹や上部の葉までが焼損する激害地となっており、また出火場所から離れた尾根では地表の下草のみの焼損にとどまるなど、出火場所からの距離や地形などによりまして、その状況は様々となっております。

焼損範囲の樹種の構成につきましては、広葉樹が約 76%、アカマツや杉などの針葉樹が約 24%となっておりまして、主に尾根に位置するアカマツは幹や枝葉までが焦げまして、被害の激しい範囲では炭化をしている状況にある一方で、広葉樹は多くの水分を含んでいたことから焼損被害が少なく、自然回復の見込みがあることを確認しているところでございます。

次に、焼損面積につきましては、測量の結果、60.23 ヘクタール、また立木の被害金額につきましては、森林保険の補償料の算定基準単価を用いる計算方式によりまして約 9,600 万円の被害額と算出されております。なお、これにはマツタケなど林産物の被害額の算出は難しく、含まれておりません。

次に、火災後の土砂災害発生等の二次被害につきましては、県によりますと、焼損が少ない広葉樹は自然回復が見込まれるとともに、広葉樹の下には低木や下草が見受けられる箇所がある一方で、岩盤の上部には表土が薄く堆積している箇所があつて、急峻な場所では、これまで既存の立木が落石を止める役割を担ってきていることから、今後、時間が経過する中で、被害に遭ったアカマツなどが倒れた場合は、落石や土砂流出が発生しやすい状況になることが懸念されるとのことでございますが、現状では、直ちに大規模な土砂災害が発生するおそれはないとの見解もいただいているところでございます。

しかしながら、火災後、焼損箇所に隣接する市道脇に落石の発生がございまして、また今後の大雨により、土砂崩落等の発生の危険性が考えられますことから、応急的な対策として、国及び県による治山事業や建設事務所による砂防事業等による対応が可能となりますので、市では、関係機関と連携しながら、今後の状況に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、過去に発生した林野火災につきましては、10 ヘクタールを超える大規模なものを挙げますと、昭和 62 年に発生いたしました神科地区と傍陽地区の間にある東太郎山の火災では約 178 ヘクタールを焼損しておりまして、日と同じくして発生いたしました塩田下之郷地区での火災では約 31 ヘクタールを焼損しております。

また、平成9年に発生いたしました当時の丸子町東内の火災では15ヘクタールを、平成19年に発生した塩田古安曾地区での火災では約22ヘクタールを焼損しております。

ただいま申し上げました林野火災を含め、過去に発生した火災への対応といたしましては、市では火災発生当初から県と連絡を密に取り合い、現地確認及び復旧対策の協議等を行ってきております。

特に県におきましては、地域防災上の観点から、林野火災発生時には被害状況に応じた対策の事業化を行う責任を有し、県が事業主体となる治山事業により焼損した森林の機能回復として被害木の伐採、搬出、地ごしらえ及び植栽、また落石を防止するネット工や土砂流出を防止するための谷止工など、各種復旧事業に取り組んできております。

市では、治山事業の実施に伴いまして、森林所有者に対する説明を行い、承諾をいただく役割や、事業実施後の状況を確認する現地調査の役割を担ってきております。

また、林野火災の復旧事業におきます現在の状況につきましては、植栽された樹木は順調に生育しておりまして、森林が本来有する機能まで回復している状況となってきておりまして、また土砂流出を防止するために設置された治山施設につきましても、引き続き機能を維持している状況にあることを確認しております。

以上でございます。

◆18番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。それぞれ県とも連携しながら対応していただいているということで、引き続きよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。今回の武石地域の林野火災で焼失した多くが私有林とのことですが、復旧、再生はどのように行われるのかお伺いします。

また、市としてどのように関わっていくのか。

以上、お伺いいたします。

◎産業振興部長（北沢健治君）

次に、今般の武石地域の林野火災被害地につきましては、現在、森林所有者の確認作業を進めておりますが、関係する土地は86筆ございまして、内訳といたしましては、個人名義による所有林が75筆、財産区有林が3筆、神社有林が1筆、また道路敷といたしまして上田市有地が7筆ございます。個人名義による所有林の75筆につきましては、そのほとんどが複数名の共有名義となっており、さらに相続登記がされていない土地が多くを占めている状況でございます。

焼損した森林における復旧方法につきましては、基本的には焼損した森林の機能回復及び土砂流出を防止するための治山施設の整備が考えられますが、当該地域はマツタケ発生地でもあったことを踏まえ、森林所有者の意向に沿った復旧方法とする必要があることから、現在、市では、県と連携の上、自治会のご協力をいただきながら、土地所有者の皆様

に対する復旧方法の提案や、ご意向をお聞きするための説明会の開催に向け準備を進めているところでございます。

復旧のための事業につきましては、県との協議によりまして、一般的には県主体による治山事業と、また森林所有者による造林事業の2つの方法が考えられます。治山事業を実施する場合は、まず保安林に指定する必要がございます、共有名義を含む森林所有者全員から承諾をいただくことが原則となっております。

ただし、治山事業に係る経費に対しましては、市町村が一部の負担金を支出する必要があると思いますが、森林所有者による費用負担は必要がない上、また固定資産税や不動産取得税の免除などがメリットとしてございます。

また、森林所有者によります造林事業を仮に実施する場合は、森林所有者自らが林業事業体と契約して森林経営計画を策定することが必要となる上、標準的な事業費に対しまして70%の範囲内で国と県により補助金が交付されますが、その差額は森林所有者の負担となっております。このことから、復旧事業の実施に当たりましては、森林所有者の意向を最優先することとなりますが、市では、森林所有者に負担が生じない治山事業による復旧の実施に向けまして、各種手続を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、早期の復旧事業の実施に向けまして、まずは森林所有者の特定作業を完了させ、復旧方法の説明を行い、意向を確認しながら、森林の機能回復と地域の防災に資するよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆18番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。今回の被害の場所86筆のうち個人が75筆で、ほとんどが複数の名義に分かれているということで、本当に森林所有者の特定に大変なご苦労があると思いますけれども、なるべく早くやっていただくようお願いするだけでございます。

次の質問に移ります。大規模林野火災が発生すると、消防職員はもちろんですが、消防団員も長期にわたり消火活動を行うこととなり、大きな負担がかかるわけですが、今回の林野火災における上田市消防団員の出動状況はどうであったか伺います。

また、それに伴う出動報酬総額はどうか伺います。

◎総務部長（小野沢和也君）

今回の林野火災に関連した消防団員の出動状況と、出動報酬総額についてご質問いただきました。順次答弁申し上げます。

答弁に入ります前に、今般の武石地域の林野火災におきましては、この後、答弁申し上げますように、非常に多くの消防団員の皆様に昼夜を問わずご出動いただきました。多くの団員の皆様のご尽力に、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

さて、今回の林野火災におきます出動状況と出動報酬について答弁申し上げます。消防団は消火活動に当たり、消火作業や水利の確保など常備消防の消防長または消防署長の所管の下、様々な役割を担い、活動しております。

消防団の設置及び活動範囲は、上田市消防団の設置に関する条例により管轄区域を指定し、各分団は管轄区域内を基本として消火活動等に従事することから、管轄を担う分団に負担がかかることが想定されるところでございます。

また、火災や自然災害をはじめ、各種災害は時間帯を問わず発生することから、消防団員は昼夜を問わず出動することに加え、火災鎮火後においても残火処理や再燃監視、使用後の消火用資機材の整備点検及び状況報告など、一定規模の火災が発生した場合には、非常に長期にわたり拘束され、負担が生じるということでございます。

今回発生いたしました武石地域の林野火災では、管轄となる武石地区を所管します第8方面隊を中心に、指揮隊として消防団本部及び各方面隊からの応援として、第1、第2、第3、第5、第6方面隊の5つの方面隊が出動し、管轄分団となる第8方面隊の負担軽減も図る中で出動しました。実績としましては、消防団車両が延べ103台、出動団員が延べ689人、消火活動に従事いたしました。また、本火災により出動した団員に対する支払い出動報酬の総額でございますが、合計で493万6,000円となっております。

以上でございます。

◆18番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。上田消防団員の出動状況延べ689名、出動報酬総額493万6,000円とのことですが、

報道によると、今回、枯れ草を燃やしていた野焼きの火が出火原因とのことですが、本当に土手の小さな火も一度山に燃え移ってしまうと大災害になってしまい、多くの消防団員に負担がかかり、多額なお金がかかってしまうということでございます。

今回の武石地域の大規模林野火災の5日前になりますが、私の自治会内にある事業所の処理場でも火災が発生してしまいました。

一報があったのが3連休の中日の日曜日、2月23日の夜11時15分でした。現場が人里離れた山あいであり、近くに十分な水利がなかったために、浦野川から1.5キロメートルホースをつないでの夜通しの消火活動となりました。

数メートル山積みされた廃材からの自然発火によるものでしたが、隣接する山への延焼を防ぐために、2月下旬の最もいてつく時期に、夜通しでの消火活動を行っていただきました。

翌日9時45分に鎮火となりましたが、地元の消防団員の皆さんが後片づけをし、活動を終えたのは夕方のことでした。

武石の林野火災もそうですが、夜を徹しての活動は身体的にも大変な負担がかかるわけですが、一度災害現場に駆けつけてしまえば、簡単に現場を離れるわけにもいきません。

災害が大規模になれば、当然時間も長くなってしまいます。

労働基準法では、午後 10 時から翌日午前 5 時までの深夜労働については、2 割 5 分以上の割増し賃金を支払わなければならないと定められています。もちろん特別職の地方公務員である消防団員には、これは当たらないわけではありますが、深夜の活動が消防団員の皆様にとって大変負担が大きいことは間違いありません。

そこでお伺いします。大規模火災などでは夜を徹しての消火活動となり、消防団員の皆さんの負担は大変大きくなるわけです。出勤報酬の深夜割増しも検討すべきと考えるが、どうかお伺いいたします。

◎総務部長（小野沢和也君）

出勤報酬の深夜割増しの導入についてご質問いただきました。

消防団員に対する報酬等につきましては、従前から処遇改善として、令和 4 年 4 月に、団員報酬の増額と、今ご指摘いただいた出勤報酬の新設、これと令和 7 年 4 月には退職報償金の支給区分、従前は 30 年以上は一律であったものを、35 年まで段階的に増額するシステムを導入しました。

議員ご指摘の出勤報酬の深夜割増しの導入でございますが、今ご説明いただきましたように労働基準法の適用除外ということになりますので、基本的には条例に基づいてどういった報酬を支給するかといった政策的な判断になろうかと思えます。

我々のほうで全国的にも調べましたところ、なかなか深夜割増しを導入している自治体というのはなくて、ただ、しかしながら議員ご指摘のとおり、団の活動は深夜または休日にも及びますことから、公平性の観点からこういったものの導入というのは非常に団員の処遇改善としては効果的ではないかと考えております。

一方で、均衡の原則といった地方公務員の給与の決定原則の観点もございまして、今後ともたまたまご指摘いただいた趣旨を踏まえて研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◆18 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。消防団員の皆さんは、休日であろうが、深夜であろうが、一報が入れば現場に出動するわけでございます。時には、家族や友人との予定がキャンセルになってしまうこともあると思います。夜通し長時間の活動を行わなければならないこと、本当に消防団員の活動に楽なものはないわけですが、特に深夜の活動は負担が大きいわけです。

先ほど部長は、ほかの自治体なかなかなかったという話でしたけれども、私が見たところでは、ほかの自治体でやっているところもありました。

財源の問題等あると思いますが、ご苦労いただいている消防団員の皆さんの処遇改善につ

ながら策として、ぜひ実現していただきたいと思います。

次の質問に移ります。消防団員の約8割が被雇用者とのことですが、大規模林野火災などで連日出動となる場合、団員の皆さんは仕事を続けて休まざるを得なくなり、何より職場の理解が課題であると考えます。この点に関して市としてどのように認識し、対応しているかお伺いします。

また、大規模林野火災などで長期にわたり仕事を休む場合、団員の皆さんの個々の勤務先へ消防団活動へのご理解、ご協力に対する礼状みたいなものを送ることは有効と考えますが、どうかお伺いします。

◎総務部長（小野沢和也君）

消防団員の活動に対する職場のご理解をいただくための取組についてご質問いただきました。

最初に、上田市では、上田市消防団協力事業所表示制度実施要綱による協力事業所等を認証する制度を定め、企業に対する消防団活動へのご理解と積極的なご協力への取組を推進しているところでございます。

この事業所の認定要件としましては、事業所等に従事する従業員のうち、消防団員を2名以上雇用していること、従業員の就業時間中の消防団活動に対して積極的に配慮していただいていること、3点目として、災害時に事業所の資機材等を消防団に提供協力していただくことなどを規定し、団員が安心して活動できるよう、事業所等に対し積極的にご登録いただくようお願いしているところでございます。

この制度にご登録いただいた事業所には、地域貢献を担うあかしとして、消防団協力事業所表示証を交付するとともに、長野県の制度として税制の優遇措置ですとか、入札参加及び融資の利率など優遇措置を受けることが可能となり、令和7年5月末現在におきましては市内で85の事業所が認証を受けていただいております。

もちろんこうした制度の運用は、消防団員の活動に対する職場のご理解をいただくための取組の一つの手法でございます。市としましては、団員が有事に際し迅速に出動できる体制と、積極的に活動に参加できる環境の確保に向け、本登録制度や他市の先進事例なども研究しながら、今後、継続的な働きかけに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、実際の大規模災害等に伴う団員の長期間の出動は、地域貢献といえども事業所としての業務に負担が生じることなど様々な課題も踏まえる必要があると認識しております。

議員のご質問でございますお礼状の送付などのこうしたきめ細やかな対応は、事業所のご理解を促進し、従事する団員の円滑な活動に寄与するものであることから、市としましてはホームページなどを活用し、消防団の年間を通じた活動へのご理解とご協力に対する協力事業所に向けた感謝と御礼に関する掲載や、今回のような大規模災害による長期間の出動にご協力いただいた際には、出動した団員が勤務する事業所に対し、直接的にお礼状を

送付するなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆18番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。火災だけでなく、自然災害も激甚化、頻発化している昨今、消防団員の皆さんの役割がますます重要性を増しています。

消防団員の皆さんは、本当になくってはならない存在であり、消防団員の皆さんが少しでも活動のしやすい環境づくり、こういったものが必要だと思いますので、ぜひ先ほどの件、よろしく願います。

次の質問に移ります。林野火災が発生する原因は、世界でも日本でも最も多いのは人為的な理由と言われています。そして、日本では、99%がたき火、火入れ、放火、たばこなどの人為的理由が原因と言われています。そこで、幾つかお伺いします。

上田市では、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条の許可の手續その他必要な事項を上田市火入れに関する条例にて定めているが、上田市における過去5年間の火入れの許可申請の件数はどうか。

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地を明確に示したマップはあるのか、あるとしたら、それを市民に公開しているか。

報道によると、武石地域の林野火災の出火原因は、枯れ草を燃やしていた野焼きの火が山に燃え移ったとのことだが、火元は森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内か、また火入れの許可申請は出されていたか。

以上、お伺いします。

◎産業振興部長（北沢健治君）

まず、火入れの許可制度につきまして申し上げます。

この火入れは、森林への被害が発生する可能性が高く、また被害額が多額となる林野火災の防止を目的といたしまして、森林法の規定により、森林及びその周辺の土地で火入れを行う場合は、市町村長の許可が必要となっております。

具体的な内容といたしましては、森林または森林に近接している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地などの土地では、市町村長の許可を受けてから、その指示に従って火入れをすること、また市町村長は、火入れをする目的が造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑など以外は許可できないこととなっております。

また、森林法施行令におきましては、市町村長の許可を必要とする範囲として、森林やその周囲1キロメートルの範囲内にある土地とされておりまして、これらの規定に基づき、上田市火入れに関する条例におきましては、火入れの許可申請に関わる手續やその他必要な事項について定めております。

ご質問の過去5年間における火入れの許可申請の件数でございますが、毎年1件ずつ、

合計5件の許可申請がございまして、これはいずれも菅平地区の牧草地において春先に行われる害虫駆除や、採草地改良を目的とした面的な火入れでありまして、要件に全て該当していることから許可している状況でございます。

これまで当市における許可申請が少ない状況にございますが、林野庁では、火入れとは土地の利用上、その土地の上にある立木や雑草等を面的に焼却する行為とし、それ以外の森林内やその周辺でたき火を行う場合などの小規模な焼却行為は面的な焼却行為ではないことから、火入れには該当しないとの見解でございまして、この見解を踏まえて判断していることが起因と考えております。

なお、市では火入れに関する条例に基づき、火入れの許可申請や問合せがあった場合には、内容について現地調査等を行い、法に規定する許可要件や火入れの目的が該当しているか確認をするとともに、消防関係機関及び庁内関係部局の意見を求めながら、火入れ等の周囲の状況や防火設備の計画及び火入れ期間における気象状況の見通し等を考慮し、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合に、一定の時間をいただいて許可しております。

また、火入れの許可後におきましては、延焼その他、危害の発生のおそれが生じたときは、法の規定により、火入れの差止め、火入れの方法または期間の変更、その他必要な指示を行うことができることを規定しておりまして、火入れ後の状況の監視も行う必要がございまして。

次に、上田市の森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地のマップによる明示につきましては、当市は総面積の約7割を森林が占めておりまして、市街地を除き、市内にある森林以外の土地のほとんどが、森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に含まれること、また森林と森林以外の土地との境界は入り組んでおりまして、また不整形になっており、森林から1キロメートルの範囲を計測して正確に特定することは多くの時間やコストを要しますことから、現在、マップを作成して市民に公開することはいたしておりません。

市といたしましては、県にも相談の上、他自治体で先進事例等がございましたら、それも参考にマップの作成について検討を進めるとともに、今後も市民の皆様から火入れについてのご相談をいただいた際は、丁寧に対応してまいります。

次に、今回の林野火災の出火原因につきましては、森林における出火場所から南側で行われていた野焼きの火が山林内に飛び火したことが原因であると報道されておりますが、野焼きをしていた場所は、森林の周囲1キロメートルの範囲内に入っております。

出火原因とされる野焼きにつきましては、この農業の開始前の野焼きという認識のためであったのかどうかは定かではありませんが、上田市火入れに関する条例に基づく許可申請や事前の相談などはお受けしてございませんでした。

以上でございます。

◆18 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。上田市の火入れ届の実績、毎年、菅平地区での牧草地での1件だけということですが、この上田市の火入れに関する条例というのは機能しているのでしょうか。全く形骸化しているのではないかと思いますけれども、再質問させていただきます。

私、今回、このことで一般質問を行おうと思っていましたのですけれども、聞き取りのときに、この火入れに関する解釈が違うという指摘を受けました。解釈が違うというか、私の解釈と違ったわけなのですけれども、ですが上田市の条例を見ても、森林法を見ても、何が火入れに該当するのか分からないのです。

また、先ほど部長が答弁言われたように、面的な焼却行為と言われるけれども、何が面的な焼却行為なのか。私にしてみたら、土手を焼くとか、例えば大きなため池の枯れ草を、土手の枯れ草焼くとか、もう森林の周囲1キロメートルの範囲であれば面的な焼却でしようと思うわけです。

今回、現にそれで火事になっているわけです。その辺を聞こうと思ったら、それは当たらないという、上田市ではそういうことなのです。

私もいろいろ調べましたけれども、自治体によっては明確に表しているところがたくさんあります。

例えば焼却する面積が100平方メートル以上の場合には火入れにするとか、火入れとは農地、原野、田畑などの枯れ草、立木、雑草、堆積物などを焼く野焼きや田畑のあぜを焼くあぜ焼きのことをいいますと明記されていたり、また市によっては、森林に隣接している周囲1キロメートルの範囲について、当市では該当しない地域、上田市と同じような状況だと思うのですけれども、該当しない地域は〇〇の一部のみです。それ以外は該当しますよと明確に示している自治体もあるわけです。

だけれども、今回、私いろいろこれ見たのだけれども、上田市はどのことを火入れ条例に該当して、何を禁止しているのかが分からない。

これでは市民が、この条例に対してどういう行為をした場合に届出を出すのかとか、何をしてはいけないのかが分からないのです。その辺について再質問させていただきます。

◎産業振興部長（北沢健治君）

再質問の内容につきましてですが、まず火入れの条例でございませぬけれども、私どもこの評価といたしましては、先ほど議員おっしゃったとおり、完全ではないかもしれませぬけれども、これまでも林野火災の一定の抑止にはつながってきていると、このようには認識しております。

ただ、やはり今ご指摘のとおり、火入れによる面的な焼却行為の具体的な基準につきましては、森林法等では統一的な基準や、あるいはガイドラインというものも国からも示されてきていない状況でございまして、市としても明確な基準は持ち合わせていないのが実

情でございます。

また、一方で、たき火だとか、あるいは農地での野焼きなどにつきましては、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、農業での田のあぜ草焼きなどやむを得ない理由による野焼きの行為は禁止の例外とされておりまして、市や火入れをされる方におきましても、森林法による火入れ行為には該当しないのではないかという判断がこれまでもあったのかなど、そんなふうにも考えております。

市といたしましては、公益上の森林の機能維持の増進、こういったもののために農業などやむを得ない理由による野焼きというもの、これ今現在、禁止の例外という部分にもなっているわけでございますけれども、こういった部分での市民や、あるいは農業者などに規制を強化していくということに対しまして、例えば先ほど議員おっしゃったような先進事例では、どのような対応をされているのか、また市民や農業者などのご理解も得られているのかなど、こういった火入れの制度による林野火災の抑制については、さらに研究をさせていただきたいと考えております。

一番は、まず野焼きによる火災を発生させないということでございますので、野焼きをする場合におきましては、消防署への届出をしていただくなどの意識づけ、消防関係機関や庁内関係部局と連携いたしまして、火災予防の周知徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◆18番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。一定の抑止につながっているというご答弁でしたけれども、やはり届けは菅平高原の1件なのですよね、火入れに関する届出。私、いろいろ確認しましたけれども、結局、先ほど言った消防署に電話をしたり、これから例えばちょっとした草を畑で焼きますよとか言って、そういうふうにやる方は、まず火事は起こさないのです。火事が起きているところは、ほとんど届出のない、そういう意識のない方が火事を起こしているわけです。

ですから、こういったルールをしっかりと明記して、市民が何を守るかということをしつかり分かった上でやるのが、やっぱり火災予防につながるのではないかなと思います。森林法はあくまで最低限のルールで、それをあと、どのように条例で、その市町村の実情に合わせたルールをどうしていくかというのが条例で決めていくことだと思いますので、とにかくこういった大規模火災が起きないように、ぜひ上田市の火入れ条例、しっかり実効性のあるものにしていただきたいと思います。

すみません。時間がないので、次の質問続けて質問させていただきます。よろしく願いします。

2月26日に発生した大船渡市の林野火災、平成以降で国内最大規模となってしまったわけですが、大船渡市では2月の降水量が2.5ミリ、平年より93.9%減という非常に少雨の

状況だったということです。そして3月4日まで20日間連続で乾燥注意報が発表されていた、そのような状況だったそうです。

そこで伺います。2月28日、武石の林野火災発生時の気象状況はどうであったか。また、発生2日前には、大船渡市で大規模林野火災が発生しており、上田地域にも乾燥注意報が出されていたが、市民への広報はどのように行っていたのか。

続きまして、近年、ますます大規模化している林野火災、これは専門家が口をそろえて地球温暖化の影響があるということを言っているわけでございます。

こういった大規模な林野火災を防ぐために、今後、上田市でどうしていくか、それをちょっとお伺いしたいと思いますけれども、地球温暖化の影響で乾燥や強風、そういったもので、そういった影響また林業の衰退、今後、ますます山火事は増加し、大規模化することが心配されますが、出火原因のほとんどが人為的な要因とされている林野火災を防ぐために、今後、市としてどのような対応を講じていくのか、お伺いします。

◎総務部長（小野沢和也君）

順次ご答弁申し上げます。

初めに、林野火災発生当時の気象状況と市民への広報の関係でございます。林野火災発生当時の気象状況でございますが、武石地域での林野火災、覚知したのが2月28日ということで、その正午時点では、長野地方気象台から乾燥注意報が発表されておりました。なお、ちなみに当日まで上田市におきましては、2月19日から3月1日までの11日間連続で乾燥注意報が発表されておりました。

市では、こうした状況を踏まえまして、広域消防本部へ依頼し、全市的な対応として、市内の消防各署による火災予防に向けた広報活動を実施しておりました。

また、3月から5月までは、上田地域振興局の林務課が主体となって、春の山火事予防運動、こういったものを実施して、啓発に努めておりました。加えて火災後の対応としましては、武石地域におきまして今回の問題を検証して、3月27日に市のホームページで火災予防の啓発に向けた記事を掲載させていただいたところでございます。

市としましては、引き続きこうした人的要因による林野火災の防止に向けて、庁内関係課との連携で再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後、こうした林野火災の防止に向けて市としてどのような対応を行っていくのかというご質問でございます。近年、林業の担い手不足や従事者の高齢化によりまして、林野の荒廃が進行し、併せて地球温暖化、ただいま議員からお話がありましたこうしたものの影響もありまして、空気の乾燥が長期化するなど林野火災発生の危険性が高まっているというものと認識しております。

こうした火災は、自然要因よりも人的要因による出火が多いということでございます。過去の上田市の事例を見ましても、たき火やごみの焼却など人的な要因が主なものとなっているということでございます。こうした野焼きにつきましては、先ほども火入れの関係

のお話ございましたが、森林法の関係とか廃棄物処理法、様々な法令ですとか、あと上田地域広域連合の火災予防条例、こうした中で火災と紛らわしい煙等を発生するおそれのある行為をする場合の届出制度などを定めているところでございます。

しかしながら、林野火災を未然にやはり予防するには、一番の根本的な森林の保全事業、こうしたものをきちんと軌道に乗せながら、一番は市民の防災意識、防火意識、こういったものが重要になってくるというふうに考えております。

こうした日頃からの市民への意識啓発に加えまして、特に火災の多い春先の時期などは、情報を的確に市民に周知しまして、消防関係機関、庁内関係部署との情報共有を図りながら、広報啓発活動やパトロール活動を通じ、平時からの予防啓発活動体制を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。